

平成 25 年 3 月 29 日

号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員補欠選挙及び秋田県知事選挙の同時実施（29）…………… 1
- 秋田県議会議員補欠選挙の選挙長及び同職務代理者の選任（30）…………… 1
- 秋田県議会議員補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時（31）…………… 1
- 秋田県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（32）…………… 2
- 秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（33）…………… 2
- 直接請求における選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（34）…………… 2
- 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の3分の1の数（35）…………… 2

選挙長告示

- 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所（1）…………… 3
- 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（2）…………… 3
- 秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所（1）…………… 3
- 秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（2）…………… 3

選挙管理委員会告示

秋選管告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項、同条第3項及び第119条第1項の規定により、秋田県議会議員の補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時にを行うので、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成25年4月7日
- 2

選 挙 区	選挙すべき議員の数
秋田市	1人
湯沢市雄勝郡	1人

秋選管告示第30号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので、同施行令第81条第1項の規定により、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 秋田市選挙区
 - (1) 選挙長 秋田市千秋城下町8番39号 庄 司 善一郎
 - (2) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市川尻総社町12番25号 出 口 廣 晴
- 2 湯沢市雄勝郡選挙区
 - (1) 選挙長 湯沢市西新町3番24号 武 田 捷
 - (2) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市川元山下町5番3号 小 林 均

秋選管告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定に基づき、平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	場 所	日 時
秋田市	秋田県庁正庁	平成25年4月10日 午前10時30分
湯沢市雄勝郡	雄勝地域振興局大会議室	平成25年4月10日 午前10時30分

秋選管告示第32号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年条例第60号）第4条の規定により、次のとおり定める。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	場 所	日 時
秋田市	秋田県選挙管理委員会事務室	平成25年3月29日 午後5時30分
湯沢市雄勝郡	雄勝地域振興局内 秋田県選挙管理委員会雄勝分室	平成25年3月29日 午後5時30分

秋選管告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成25年4月7日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区	支出金額の制限額
秋田市	候補者一人につき 5,605,900円
湯沢市雄勝郡	候補者一人につき 5,548,800円

秋選管告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 50分の1の数 18,198
- 2 3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 213,737

秋選管告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成25年3月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,060
能代市山本郡	25,629
横手市	27,730
大館市	21,958
男鹿市	9,257
湯沢市雄勝郡	19,864
鹿角市鹿角郡	11,311
由利本荘市	23,557
潟上市	9,549
大仙市仙北郡	31,095
北秋田市北秋田郡	11,134
にかほ市	7,503
仙北市	8,327
南秋田郡	7,329

選 挙 長 告 示

選挙長告示第1号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県議会議員補欠選挙秋田市選挙区選挙長 庄 司 善一郎

- 1 平成25年3月29日 午前10時前 秋田県議会大会議室
- 2 平成25年3月29日 午前10時以後 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第2号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県議会議員補欠選挙秋田市選挙区選挙長 庄 司 善一郎

- 1 場所 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年4月5日 午前10時30分

選挙長告示第1号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県議会議員補欠選挙湯沢市雄勝郡選挙区選挙長 武 田 捷

- 1 平成25年3月29日 午前10時前 雄勝地域振興局大会議室
- 2 平成25年3月29日 午前10時以後 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第2号

平成25年4月7日執行の秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県議会議員補欠選挙湯沢市雄勝郡選挙区選挙長 武 田 捷

- 1 場所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室
- 2 日時 平成25年4月5日 午前10時30分